

2023.12

本物そっくりの偽メール フィッシング詐欺に注意を

【事例】

いつも利用している通販サイトから「支払情報の再確認が必要です」というショートメールが届いた。メールに記載されたURLをクリックし、クレジットカード番号や住所を入力した。その後、カードの利用明細を見ると、利用した覚えのない高額利用があった。

【アドバイス】

これは、大手通販サイトやクレジットカード会社、宅配事業者などをかたって電子メールを送り、パスワードや暗証番号、クレジットカード番号などの個人情報を盗むフィッシング詐欺の手口です。誤って入力したときはすぐカード裏面のカード会社窓口に連絡し、カード番号を変更して下さい。



フィッシング詐欺対策 3つの「しない」

- ①メールを開封しない
- ②URLをクリックしない
- ③個人情報を入力しない

【問】消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）

2024.2

消費生活センター

売るつもりがないものを買い取り業者に見せてはダメ

【事例】「不用品を買い取る」と業者から電話があり、自宅訪問を承諾した。訪問した業者が「貴金属はないか」としつこく迫ってきたので指輪を見せたら、安く買い取られてしまった。

【アドバイス】業者は、「突然訪問して買い取りすること」を禁止されています。このため電話などで事前に「買い取り訪問」の約束を取り付けて家にやって来ます。貴金属など売るつもりがないものは、見せずにきっぱり断ることが大切です。今回のような訪問買い取りはクリーリング・オフの対象なので、契約日から8日以

内であれば解約できます。また、買い取られた品物でも8日以内なら手放さず手元に置いておくことが可能ですが。詳しくは、消費生活センターへ連絡してください。

【問】同センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）

